

美里町パブリックコメント手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美里町のパブリックコメント手続について、必要な事項を定め、町の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民等に対する説明責任を果たし、もって町民等の町政への参画を推進することを目的とする。

【解説】

従来、本町ではこのパブリックコメント手続に類似した手続により意見を募集したことはありましたが、この要綱の制定によって、パブリックコメント手続の統一のルールとして制度化したものです。また、この制度は、美里町総合計画及び美里町行政改革大綱の中でも導入することとしており、その趣旨は次のとおりです。

- ① 住民と行政の協働によるまちづくりの推進
- ② 行政運営における公正で透明性の高い行政システムの確立
- ③ 町民に対する説明責任の向上と職員意識の向上

(定義)

第2条 この要綱において、パブリックコメント手続（以下「本手続」という。）とは、本町の計画等（次条の規定によりパブリックコメント手続の対象となるものをいう。以下に同じ。）の策定過程において、案の段階で広く公表し、町民等からの意見を求め、寄せられた意見に対する本町の考え方を明らかにするとともに、有益な意見を考慮して本町としての意思決定を行う仕組みをいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、町長その他の執行機関をいう。

3 この要綱において「町民等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 本町の区域内に住所を有する者
- (2) 本町の区域内に存する事業所等に勤務する者
- (3) 本町の区域内に存する学校に通学する者
- (4) 本町の区域内に存する法人及び団体
- (5) 本手続に付す事案に利害関係を有する者

【解説】

この制度の名称としては、他の市町村において「市民参加手続」「意見提出手続」「意見公募手続」等としている場合もありますが、本町においては一般的な用語として認識されつつある「パブリックコメント手続」の名称としています。

- ① 第2項中の「実施機関」とは、町長のほか教育委員会、農業委員会、その他執行機関をいい、議決機関である議会を除く全ての町の機関を位置づけています。
- ② 第3項中の「町民等」とは、町内に住所を有する町民だけに限定するのではなく、幅広く多様な意見を得るために、町内に在勤・在学している人、町内に事業所や事務所を持つ法人や団体も対象としています。
- ③ 第3項第5号の「利害関係を有する者」とは、町内で活動を行う町外のNPO団体など、対象となる事案になんらかの影響を受けられる方を想定しています。

(対象)

第3条 実施機関は、次の各号に掲げるものについて、本手続を実施するものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、軽微なもの又は法令等に同様な手続が定められているものは、対象としない。

- (1) 次に掲げる条例の制定又は改廃
 - ア 町の基本的な制度を定める条例
 - イ 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例
 - ウ 町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (2) 住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等の制定又は改廃
- (3) 総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の計画の策定又は改定
- (4) 町の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の制定又は改廃
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

計画等がパブリックコメント手続の対象であるかどうかは、計画等の担当課がこの要綱に基づいて判断します。また、その判断（パブリックコメント手続を行わない場合も含む）の説明責任についても計画等の担当課が負います。

- ① 第1項の「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、町民等の生命や健康を守るために緊急に条例案を上程しなければならない場合や、災害や緊急事態により、短時間で策定しなければならない場合、また、手続に要する経過時間中にその効果が損なわれる場合など、パブリックコメント手続を行う時間がないものをいいます。
- ② 第1項の「軽微なもの」とは、基本的な事項や考え方に大幅な改正を伴わない場合や町民生活又は事業活動に影響がない場合、国の法令等の改正で内容等について定められ、裁量の余地がない場合をいいます。
- ③ 第1項の「法令等に同様な手続が定められているもの」とは、法令等により、縦覧の手続が義務付けられているものをいいます。
- ④ 第1号アの「町の基本的な制度を定める条例」とは、〇〇基本条例、情報公開条例等のように町政全般についての理念や、基本方針等を定めるものをいいます。
- ⑤ 第1号イの「住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例」とは、その条例が制定又は改廃されることに伴い、住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。従って、行政組織及び職員給与など行政内部に係る規定は除かれます。

- ⑥ 第1号ウの「町民等に義務を課し、又は権利を制限する条例」とは、町民等に対し、具体的に「〇〇しなければならない」という義務を課したり、あるいは「〇〇してはならない」と行為を制限したりするものをいいます。
- ⑦ 第1号ウの「金銭徴収に関する条項」とは、主に町税、使用料及び手数料などの徴収を指し、地方自治法の条例制定改廃の直接請求においても除かれています。町税、使用料及び手数料などについては、議会において議論すべきものと考えます。また、仮にパブリックコメント手続を実施した場合であっても、賛否のみの意見が相当数予想されることから、このパブリックコメント手続においては対象としません。
- ⑧ 第2号の「住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える行政指導の指針等」とは、上記⑤と同様にその指針又は要綱等が制定又は改正されることなどに伴い、住民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与えるものをいいます。
- ⑨ 第3号の「計画」とは、総合計画、防災計画、保健計画、環境計画等のように町政全般についての理念や基本方針等を定めるものをいいます。
- ⑩ 第4号の「憲章、宣言等」とは、町民憲章、非核平和都市宣言、交通安全都市宣言等のように町政全般についての理念等を定めるものをいいます。

(適用に関する特例)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には本手続を行わないことができる。

- (1) 審議会等（地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関及びそれに準ずる機関をいう。）が、本手続に準じた手続を経て作成した答申、報告等の内容に沿って計画等の策定等をする場合
- (2) 本手続以外の方法により、町民等からの意見の聴取が十分行われると認められる場合

【解説】

- ① 審議会等は、このパブリックコメント手続の実施機関の対象とはなっていません。実施機関は、審議会等がこのパブリックコメント手続に準じた手続を行って策定した答申等を受けて意思決定を行う場合には、同様の案について手続を繰り返すこととなりますので、パブリックコメント手続を行わないことができます。
- ② 実施機関が、異議申し立てに応じて第三者の意見を聴くような場合、また、第三者として仲裁を行うような場合について、審議会等からその答申を受けたときは、広く町民等の意見を聴く性格のものではなく、第3条の対象とならないので、パブリックコメント手続を行う必要はありません。

【地方自治法第138条の4第3項】

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

- ③ 第2号の「町民等からの意見の聴取が十分行われると認められる場合」とは地域懇談会の開催やアンケート調査などの実施により、町民等の意見が計画等に十分反映されていると認められる場合を想定しています。

(本手続の実施)

第5条 実施機関は、計画等についての意思決定を行う前の適切な時期に、計画等の案を公表し、広く町民等から意見を募集するものとする。

2 本手続は、立案段階に応じて複数回実施することを妨げない。

3 実施機関は、計画等の案を公表するときは、次の各号に掲げる事項（以下「関係事項」という。）を併せて公表するものとする。

- (1) 計画等の案を作成した目的及び背景
- (2) 意見の募集期間、提出方法及び提出先
- (3) 今後の予定
- (4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの

【解説】

- ① 第1項の「意思決定を行う前の適切な時期」とは、原則として、計画等の案がまとまり、その案について意思決定を行う前をいいます。
- ② 第2項は、同一案件を複数回実施することも可能としているものです。

(公表の方法)

第6条 実施機関は、計画等の案及び関係事項について、町のホームページに掲載するとともに、町役場本庁舎、南郷庁舎、美里町公民館、地区公民館等に備え置き公表するものとする。ただし、公表する内容が相当量に及ぶ場合は、町のホームページの掲載については、計画等の案の概要、関係事項及び計画等の案の公表方法を掲載することをもって代えることができる。

【解説】

- ① 「町役場本庁舎、南郷庁舎」とは、本庁舎町民生活課、南郷庁舎町民窓口室をいいます。
- ② 「地区公民館等」とは中埴地区館、北浦地区館、青生コミュニティセンター、小牛田地区館、駅東地域交流センター、農村環境改善センターをいいます。
- ③ 「公表する内容が相当量に及ぶ場合」とは、公表する内容が膨大でホームページサーバーに著しい負荷を及ぼす場合や図面等の加工処理が困難で、町のホームページに掲載できない場合を想定しています。
- ④ 公表場所では、町のホームページの掲載内容を希望者の求めに応じて、配布できるようにします。

(予告)

第7条 実施機関は、前条の規定により計画等の案を公表しようとするときは、公表しようとする日の概ね15日前までに、次に掲げる事項を公表して、本手続の実施を予告するものとする。

- (1) 計画等の案の名称
- (2) 計画等の案に対する意見の募集期間、提出方法及び提出先
- (3) 計画等の案の入手方法

2 前項の予告は、次に掲げる方法のうち、必要に応じて選択する方法により行うものとする。

- (1) 「広報みさと」への掲載
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) その他実施機関が適当と認める方法

【解説】

幅広く多様な意見をいただくため、パブリックコメント手続の実施を予告します。

(意見の提出方法及び提出期間)

第8条 意見の提出期間は、原則として15日以上とするものとし、町民等が計画等の案についての意見を提出するために要する時間等を考慮して実施機関が定めるものとする。

2 意見の提出方法は、郵便、ファクシミリ、電子メールその他実施機関が定める方法とする。

3 意見の提出に際して明記を求める事項は、町民等の氏名又は名称、住所等連絡先その他実施機関が定める事項とする。

4 実施機関は、計画等の案についての意見を提出した町民等の氏名又は名称その他当該町民等の属性に関する情報を公表する場合には、当該計画等の案を公表し、意見を募集するときにその旨を明示しなければならない。

【解説】

① 第1項の「原則として15日以上」というのは、目安としての期間です。意見を提出していただくために必要な時間や計画等の案の重要性や意思決定をするまでのスケジュール等を勘案して、実施機関の判断により適宜定めるものとします。

② 提出方法については、意見の明確な把握のためにも記録に残せるものが望ましいため、郵便、ファクシミリ、電子メール等としています。

③ 氏名又は名称、住所等連絡先の明記を意見の受付の条件としています。これは、意見の内容を確認する必要があるときに連絡が取れるようにするため、また、提出する意見に責任を持っていただくためです。

④ 計画等の案について提出された意見の公表と併せて、その意見を提出した者の氏名等属性に関する情報を公表するときは、計画等の案を公表し、意見を募集する際にあらかじめ公表する旨を明示している場合に限り公表します。

(意見の取扱い及び意思決定後の公表)

第9条 実施機関は、提出された意見を十分に考慮して、計画等（複数回の意見募集を実施する場合は、その中間案）の策定等をするものとする。

2 実施機関は、前項の規定により計画等の策定等をしたときは、提出された意見の概要とこれらに対する実施機関の考え方を公表しなければならない。ただし、意見のうち、単なる賛否のみの表明に係るもの及び公表した計画等の案に関連のないものについては、実施機関の考え方を公表しないことができる。

3 実施機関は、第1項の規定により計画等の案を修正したときは、その修正の内容及び理由等を公表するものとする。

4 実施機関は、提出された意見のうち、公表することにより町民等の権利利益を侵害するおそれがあると認めるものについては、その全部又は一部を公表しないことができるものとする。

5 実施機関は、第2項及び第3項の規定により公表するときは、原則として15日以上行うものとし、当該公表の方法は、第6条の公表の例による。

【解説】

- ① 実施機関は、町民等の皆さんから提出された意見を十分に考慮して、計画等の案について最終的な意思決定を行うとともに、採用・不採用にかかわらず意見に対する町の考え方を最終案と併せて一定期間公表します。
- ② パブリックコメント手続は、町民等の参画機会の多様化を目的とするものであり、住民投票などの制度ではありませんので、単に賛否の意思表示のみを述べた意見については、実施機関の考え方は公表しないことがあります。また、提出された意見を公にすることにより、個人又は法人その他の団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、公表しないことがあります。
- ③ 提出された意見が多数に及ぶ場合には、行政コストや事務効率の点から考えて、類似している意見を集約するなど適宜整理・工夫して公表いたします。
- ④ 意見を提出されたそれぞれの方に町の考え方を返信することはいたしません。
- ⑤ 計画等のうち、条例や重要な計画は、議会に上程され、議会の議決をもって最終的に決定されることとなります。このようなことから、議会の議決を経なければならない案件については、議会に提案する案を確定しようとするものです。
- ⑥ 計画等のうち、策定等の手続が別に定められている場合や、その手続に相当程度期間を要する場合等（町としての意思形成は終了していても、当該計画等に係る国・県等の最終的な意思形成を得る必要があるものを含む。）についても、提出する案を確定しようとするものです。

(報告及び一覧表の作成)

第10条 実施機関は、本手続を実施したとき又は結果を公表したときは、直ちに、別に定める様式により町長に報告するものとする。

2 町長は、本手続を行っている又は行った案件の一覧を作成し、町ホームページに掲載するものとする。

【解説】

第6条に規定するパブリックコメント実施中の案件や第7条に規定するパブリックコメント実施予定の案件の一覧表を作成し、町のホームページに掲載します。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本手続に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

今後、このパブリックコメント手続を運用していくなかで、必要と考えられるものについては、別に定めます。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

(適用除外)

2 この要綱の施行の際現に立案過程にある計画等のうち、計画等の案を公表し、町民等に意見を既に求めたものについては、この要綱の規定は、適用しない。

3 この要綱の施行の日から60日以内に策定等の起案行為を行う計画等については、この要綱の規定は、適用しない。

【解説】

パブリックコメント手続の実施にはある程度の期間を要することから、本要綱の円滑な導入を図るための経過措置を設けたものです。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。